

裁量世帯

裁量世帯とは、入居者または同居者が次に掲げる項目に該当する世帯をいいます。

- ア. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの程度のものがある者
- イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度の者および同程度の知的障害がある者
- ウ. 入居者が60歳以上であり、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満の者（公営住宅法施行令の一部改正の経過措置として昭和31年4月1日以前に生まれた者についても該当する）
- エ. 戦傷病手帳の交付を受けている者で障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合
- オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- カ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク. 小学校就学の始期に達するまでの者